

令和6年度 岡谷市教育委員会組織の見直しに伴う関係規則の改正について

R6.3 教育総務課
生涯学習課
スポーツ振興課

令和6年度は、第5次岡谷市総合計画後期基本計画及び第3期岡谷市教育大綱の初年度となり、今後の教育施策の展開にあたり、教育委員会組織を見直し、充実を図るため、教育委員会組織に関する規則等の改正を行う。

1. 改正する規則

- ・岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則
- ・岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に関する機関の職員の配置に関する規則

2. 改正の概要

(1) 子ども総合相談センターの改称

令和6年度から子ども課に設置される「こども家庭センター(まゆっこベースおかや)」に合わせ、教育委員会の「子ども総合相談センター」との横断的連携を強化し、相談窓口のワンストップ化を図るため、センターの名称を、「子ども総合相談センター」から「子ども教育相談センター」に改める。

(2) 川岸学園設立準備室の改称

2月に策定した「川岸学園整備基本計画」に基づき、令和6年度から施設整備及び学園づくりの事業が本格化するため、準備室の名称を「川岸学園設立準備室」から「川岸学園整備室」に改める。

(3) 岡谷市市史編さん準備室の改称

令和6年度から、市史編さんに向けた具体的な作業等が開始するため、準備室の名称を「岡谷市史編さん準備室」から「岡谷市史編さん室」に改める。

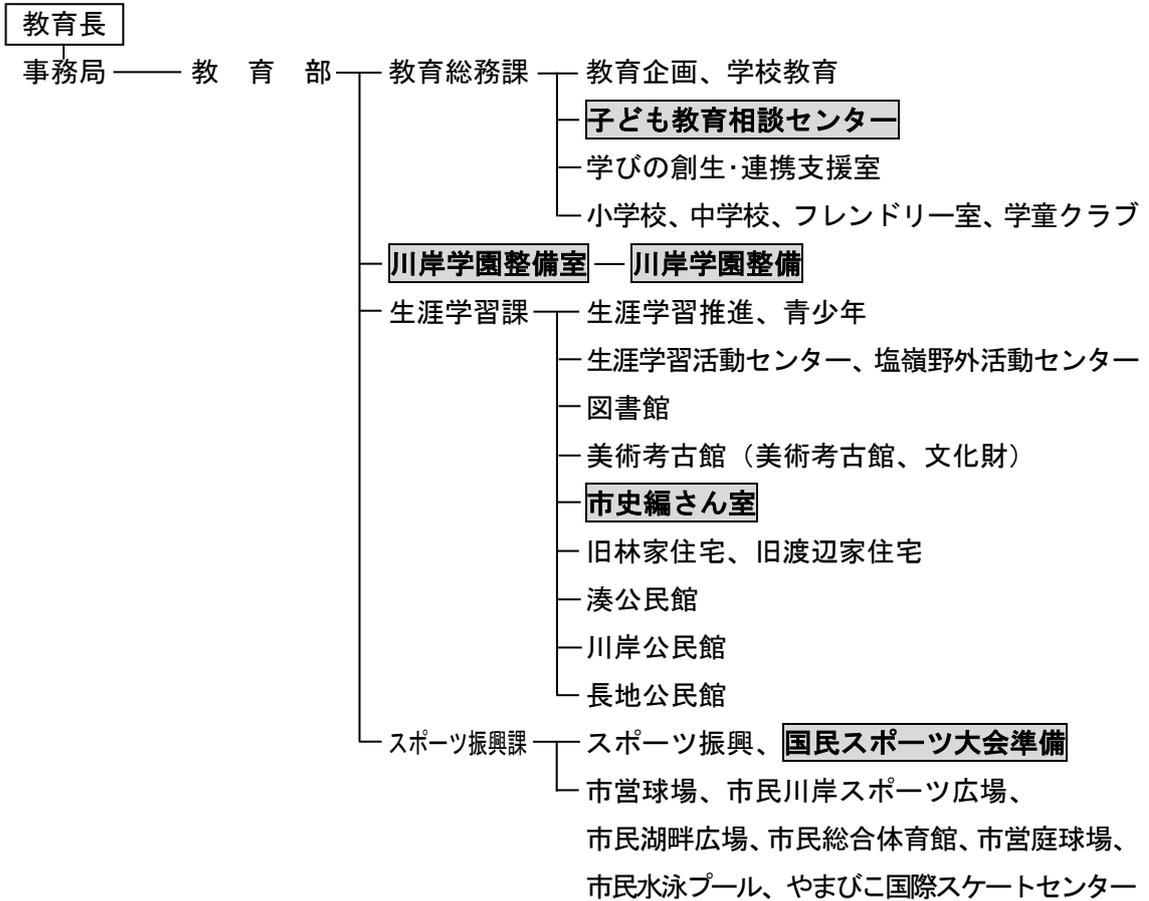
(4) 国民スポーツ大会等の準備に向けた体制整備

令和10年に開催される「国民スポーツ大会等」の地元開催競技の準備を進めるため、スポーツ振興課に「国民スポーツ大会準備」担当を新設し、職員増員を図る。

3. 施行日 令和6年4月1日

<令和6年度 岡谷市教育委員会 組織図 (R6.4.1) >

教育委員会



「岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則及び岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則の一部を改正する規則」をここに公布する。

令和6年 月 日

岡谷市教育委員会
教育長 宮坂 享

岡谷市教育委員会規則第 号

岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則及び岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則の一部を改正する規則

別紙のとおり。

岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則及び岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則の一部を改正する規則

(岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則の一部改正)

第1条 岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則（平成12年岡谷市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

課
教育総務課
川岸学園設立準備室
生涯学習課
スポーツ振興課

」

を

「

課及び室
教育総務課
川岸学園整備室
生涯学習課
スポーツ振興課

」

に改める。

第11条第1項第1号中「子ども総合相談センター主幹」を「子ども教育相談センター主幹」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 川岸学園整備室 川岸学園整備主幹

第11条第1項第4号中「スポーツ推進主幹」の次に「、国民スポーツ大会準備主幹」を加える。

別表第1中

「

岡谷市子ども総合相談センター	岡谷市子ども総合相談センター設置要綱 (平成23年岡谷市教育委員会告示第5号)	教育総務課
----------------	--	-------

」

を

「

岡谷市子ども教育相談センター	岡谷市子ども教育相談センター設置要綱 (平成23年岡谷市教育委員会告示第5号)	教育総務課
----------------	--	-------

」

に、

「

岡谷市史編さん準備室	岡谷市史編さん準備室設置要綱 (令和5年岡谷市教育委員会告示第3号)	生涯学習課
------------	------------------------------------	-------

」

を

「

岡谷市史編さん室	岡谷市史編さん室設置要綱 (令和6年岡谷市教育委員会告示第 号)	生涯学習課
----------	----------------------------------	-------

」

に改める。

別表第2 教育総務課の部子ども総合相談センターの項を次のように改める。

子ども教育相談センター	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育相談及び教育支援に関すること。 (2) 就学教育相談及び就学支援委員会に関すること。 (3) 発達及び特別支援教育に関すること。 (4) いじめ及び長期欠席に関すること。 (5) 学校、家庭及び関係機関との連携に関すること。 (6) 岡谷市いじめ問題対策連絡協議会に関すること。 (7) 岡谷市いじめ問題対策調査委員会に関すること。 (8) その他教育委員会が特に必要と認めること。
-------------	--

別表第2 中

「

川岸学園設立 準備室	川岸学園設立準 備
---------------	--------------

」

を

「

川岸学園整備 室	川岸学園整備
-------------	--------

」

に改め、同表スポーツ振興課の部スポーツ振興の項の次に次のように加える。

国民スポーツ大会準備	(1) 国民スポーツ大会等準備に関すること。
------------	------------------------

(岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則の一部改正)

第2条 岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則（昭和35年岡谷市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1号中「19人」を「20人」に改め、第2号中「6人」を「5人」に改め、第3号中「2人」を「3人」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則（平成12年岡谷市教育委員会規則第5号）新旧対照表

現行	改正後（案）								
<p>○岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則</p> <p>平成12年3月31日 教育委員会規則第5号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、岡谷市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校以外の教育等機関（以下「教育等機関」という。）の組織等について定めるものとする。</p> <p>（部課等の設置）</p> <p>第2条 事務局に次の部、課及び室を置く。</p> <table border="1" data-bbox="959 1128 1204 1998"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育部</td> <td>教育総務課 川岸学園設立準備室 生涯学習課 スポーツ振興課</td> </tr> </tbody> </table> <p>（教育等機関）</p> <p>第3条 教育委員会に、次条に規定する教育等機関を置く。</p> <p>（教育等機関の名称等）</p> <p>第4条 教育等機関の名称及び所属は、別表第1のとおりとする。</p>	部	課	教育部	教育総務課 川岸学園設立準備室 生涯学習課 スポーツ振興課	<p>○岡谷市教育委員会事務局等の組織等に関する規則</p> <p>平成12年3月31日 教育委員会規則第5号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和31年政令第221号）第6条の規定に基づき、岡谷市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）及び岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校以外の教育等機関（以下「教育等機関」という。）の組織等について定めるものとする。</p> <p>（部課等の設置）</p> <p>第2条 事務局に次の部、課及び室を置く。</p> <table border="1" data-bbox="959 203 1204 1064"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課及び室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育部</td> <td>教育総務課 川岸学園整備室 生涯学習課 スポーツ振興課</td> </tr> </tbody> </table> <p>（教育等機関）</p> <p>第3条 教育委員会に、次条に規定する教育等機関を置く。</p> <p>（教育等機関の名称等）</p> <p>第4条 教育等機関の名称及び所属は、別表第1のとおりとする。</p>	部	課及び室	教育部	教育総務課 川岸学園整備室 生涯学習課 スポーツ振興課
部	課								
教育部	教育総務課 川岸学園設立準備室 生涯学習課 スポーツ振興課								
部	課及び室								
教育部	教育総務課 川岸学園整備室 生涯学習課 スポーツ振興課								

(事務分掌)

第5条 第2条に規定する課及び室に担当を置き、その名称及び分掌事務は、別表第2のとおりとする。

2 市立岡谷図書館、市立岡谷美術考古館、岡谷市湊公民館、岡谷市川岸公民館、岡谷市長地公民館の分掌事務は、別表第3のとおりとする。

(職員の職)

第6条 法令その他特別の定めがあるもののほか、事務局及び教育等機関に所要の職を置く。

(部長)

第7条 部に部長を置く。

2 部長は、教育長の命を受けて教育委員会の事務又は技術を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 法第18条第8項に定める事務を行う者は、部長とする。

4 教育長の権限に属する事務につき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、部長がその職務を行う。

(課長等)

第8条 課に課長を、室に室長を置く。

2 課長及び室長は、部長の命を受けて課又は室の事務又は技術を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第9条 削除

(統括主幹)

第10条 課、室及び教育等機関に必要に応じて、統括主幹を置く。

2 統括主幹は、上司の命を受け、課長等を補佐しなければならない。

(主幹)

第11条 課、室及び教育等機関に次に掲げる主幹を置く。

(事務分掌)

第5条 第2条に規定する課及び室に担当を置き、その名称及び分掌事務は、別表第2のとおりとする。

2 市立岡谷図書館、市立岡谷美術考古館、岡谷市湊公民館、岡谷市川岸公民館、岡谷市長地公民館の分掌事務は、別表第3のとおりとする。

(職員の職)

第6条 法令その他特別の定めがあるもののほか、事務局及び教育等機関に所要の職を置く。

(部長)

第7条 部に部長を置く。

2 部長は、教育長の命を受けて教育委員会の事務又は技術を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 法第18条第8項に定める事務を行う者は、部長とする。

4 教育長の権限に属する事務につき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、部長がその職務を行う。

(課長等)

第8条 課に課長を、室に室長を置く。

2 課長及び室長は、部長の命を受けて課又は室の事務又は技術を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第9条 削除

(統括主幹)

第10条 課、室及び教育等機関に必要に応じて、統括主幹を置く。

2 統括主幹は、上司の命を受け、課長等を補佐しなければならない。

(主幹)

第11条 課、室及び教育等機関に次に掲げる主幹を置く。

(1) 教育総務課 教育企画主幹、学校教育主幹、子ども総合相談センター

一主幹

(2) 川岸学園設立準備室 川岸学園設立準備主幹

(3) 生涯学習課 生涯学習推進主幹、青少年主幹

(4) スポーツ振興課 スポーツ振興主幹

(5) 市立岡谷図書館 図書館主幹

(6) 市立岡谷美術考古館 美術考古館主幹、文化財主幹

2 主幹は、上司の命を受けて事務を分掌し、所属職員を指揮監督する。

(主査等)

第12条 前条に規定するもののほか、課、室又は教育等機関に主査、主任、主事、技師、事務員又は技術員を置く。

2 主査、主任、主事、技師、事務員又は技術員は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(部長相当職)

第13条 部長相当職として、必要がある場合は、部に参事又は技監を置く。

2 参事及び技監は、上司の命を受けて専門かつ極めて高度の技術及び特命業務に従事する。

(課長相当職)

第14条 課長相当職として、必要がある場合は、課、室又は教育等機関に副参事又は副技監を置く。

2 副参事及び副技監は、上司の命を受けて極めて高度の事務又は技術に従事する。

(主幹指導主事等)

第15条 事務局に必要に応じて、主幹指導主事等の職員を置く。

(1) 教育総務課 教育企画主幹、学校教育主幹、子ども教育相談センター

一主幹

(2) 川岸学園整備室 川岸学園整備主幹

(3) 生涯学習課 生涯学習推進主幹、青少年主幹

(4) スポーツ振興課 スポーツ振興主幹、国民スポーツ大会準備主幹

(5) 市立岡谷図書館 図書館主幹

(6) 市立岡谷美術考古館 美術考古館主幹、文化財主幹

2 主幹は、上司の命を受けて事務を分掌し、所属職員を指揮監督する。

(主査等)

第12条 前条に規定するもののほか、課、室又は教育等機関に主査、主任、主事、技師、事務員又は技術員を置く。

2 主査、主任、主事、技師、事務員又は技術員は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(部長相当職)

第13条 部長相当職として、必要がある場合は、部に参事又は技監を置く。

2 参事及び技監は、上司の命を受けて専門かつ極めて高度の技術及び特命業務に従事する。

(課長相当職)

第14条 課長相当職として、必要がある場合は、課、室又は教育等機関に副参事又は副技監を置く。

2 副参事及び副技監は、上司の命を受けて極めて高度の事務又は技術に従事する。

(主幹指導主事等)

第15条 事務局に必要に応じて、主幹指導主事等の職員を置く。

<p>2 主幹指導主事等は、法第18条第3項に規定する職務に従事する。</p> <p>(臨時の職)</p> <p>第16条 臨時の職については、教育委員会が必要の都度定める。</p> <p>(職務)</p> <p>第17条 第7条、第8条及び第10条から第16条までに定める職務以外の職務については、市長の事務部局の例による。</p> <p>(服務)</p> <p>第18条 服務については、市長の事務部局の例による。</p> <p>(文書管理)</p> <p>第19条 文書の管理については、別に定めるもののほか、岡谷市文書管理規則（平成11年岡谷市規則第22号）の規定を準用する。</p> <p>(法規番号簿等)</p> <p>第20条 法規番号簿及び令達番号簿は、教育総務課に備え、それぞれ年月日、番号、件名等を記入するものとする。</p> <p>(文書の発信者名)</p> <p>第21条 教育委員会から発送する文書は、原則として教育委員会名を用いる。ただし、事務局内及び所属の学校その他教育等機関並びにその職員に発する文書は、教育長名を用いることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、軽易なものは、課の長、室の長、教育等機関の長又は教育等機関の名を用いることができる。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>2 主幹指導主事等は、法第18条第3項に規定する職務に従事する。</p> <p>(臨時の職)</p> <p>第16条 臨時の職については、教育委員会が必要の都度定める。</p> <p>(職務)</p> <p>第17条 第7条、第8条及び第10条から第16条までに定める職務以外の職務については、市長の事務部局の例による。</p> <p>(服務)</p> <p>第18条 服務については、市長の事務部局の例による。</p> <p>(文書管理)</p> <p>第19条 文書の管理については、別に定めるもののほか、岡谷市文書管理規則（平成11年岡谷市規則第22号）の規定を準用する。</p> <p>(法規番号簿等)</p> <p>第20条 法規番号簿及び令達番号簿は、教育総務課に備え、それぞれ年月日、番号、件名等を記入するものとする。</p> <p>(文書の発信者名)</p> <p>第21条 教育委員会から発送する文書は、原則として教育委員会名を用いる。ただし、事務局内及び所属の学校その他教育等機関並びにその職員に発する文書は、教育長名を用いることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、軽易なものは、課の長、室の長、教育等機関の長又は教育等機関の名を用いることができる。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>
<p>2 主幹指導主事等は、法第18条第3項に規定する職務に従事する。</p> <p>(臨時の職)</p> <p>第16条 臨時の職については、教育委員会が必要の都度定める。</p> <p>(職務)</p> <p>第17条 第7条、第8条及び第10条から第16条までに定める職務以外の職務については、市長の事務部局の例による。</p> <p>(服務)</p> <p>第18条 服務については、市長の事務部局の例による。</p> <p>(文書管理)</p> <p>第19条 文書の管理については、別に定めるもののほか、岡谷市文書管理規則（平成11年岡谷市規則第22号）の規定を準用する。</p> <p>(法規番号簿等)</p> <p>第20条 法規番号簿及び令達番号簿は、教育総務課に備え、それぞれ年月日、番号、件名等を記入するものとする。</p> <p>(文書の発信者名)</p> <p>第21条 教育委員会から発送する文書は、原則として教育委員会名を用いる。ただし、事務局内及び所属の学校その他教育等機関並びにその職員に発する文書は、教育長名を用いることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、軽易なものは、課の長、室の長、教育等機関の長又は教育等機関の名を用いることができる。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>	<p>2 主幹指導主事等は、法第18条第3項に規定する職務に従事する。</p> <p>(臨時の職)</p> <p>第16条 臨時の職については、教育委員会が必要の都度定める。</p> <p>(職務)</p> <p>第17条 第7条、第8条及び第10条から第16条までに定める職務以外の職務については、市長の事務部局の例による。</p> <p>(服務)</p> <p>第18条 服務については、市長の事務部局の例による。</p> <p>(文書管理)</p> <p>第19条 文書の管理については、別に定めるもののほか、岡谷市文書管理規則（平成11年岡谷市規則第22号）の規定を準用する。</p> <p>(法規番号簿等)</p> <p>第20条 法規番号簿及び令達番号簿は、教育総務課に備え、それぞれ年月日、番号、件名等を記入するものとする。</p> <p>(文書の発信者名)</p> <p>第21条 教育委員会から発送する文書は、原則として教育委員会名を用いる。ただし、事務局内及び所属の学校その他教育等機関並びにその職員に発する文書は、教育長名を用いることができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、軽易なものは、課の長、室の長、教育等機関の長又は教育等機関の名を用いることができる。</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成12年4月1日から施行する。</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>

岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置に関する規則（昭和35年岡谷市教育委員会規則第2号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置は次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会事務局 19人</p> <p>(2) 小学校 6人</p> <p>(3) 中学校 2人</p> <p>(4) 図書館 3人</p> <p>(5) 美術考古館 4人</p> <p>(6) 生涯学習館 8人</p> <p>(7) 公民館 3人</p> <p>附則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。</p>	<p>岡谷市教育委員会事務局職員及び教育委員会の所管に属する機関の職員の配置は次のとおりとする。</p> <p>(1) 教育委員会事務局 20人</p> <p>(2) 小学校 5人</p> <p>(3) 中学校 3人</p> <p>(4) 図書館 3人</p> <p>(5) 美術考古館 4人</p> <p>(6) 生涯学習館 8人</p> <p>(7) 公民館 3人</p> <p>附則</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。</p> <p>この規則は、令和6年4月1日から施行する。</p>

<p><現行></p> <p>教育委員会事務局 19人</p> <p>部長 1、参事兼課長 1</p> <p>教育総務課 1 1（教育企画 3、学校教育 6、子ども総合相談センター 2）</p> <p>川岸学園設立準備室 1</p> <p>スポーツ振興課 5</p>	<p><改正案></p> <p>教育委員会事務局 20人</p> <p>部長 1、参事兼課長 1</p> <p>教育総務課 1 1（教育企画 3、学校教育 6、子ども教育相談センター 2）</p> <p>川岸学園整備室 1</p> <p>スポーツ振興課 6（課長 1、スポーツ振興 4、国民スポーツ大会準備 1）</p>
--	--

別表第1 (第4条関係)

現行			改正後(案)		
教育等機関名	設置条例等	所属	教育等機関名	設置条例等	所属
岡谷市自立支援教室	岡谷市自立支援教室設置要綱(令和2年岡谷市教育委員会告示第2号)	教育総務課	岡谷市自立支援教室	岡谷市自立支援教室設置要綱(令和2年岡谷市教育委員会告示第2号)	教育総務課
岡谷市子ども総合相談センター	岡谷市子ども総合相談センター設置要綱(平成23年岡谷市教育委員会告示第5号)	教育総務課	岡谷市子ども総合相談センター	岡谷市子ども総合相談センター設置要綱(平成23年岡谷市教育委員会告示第5号)	教育総務課
岡谷市学びの創生・連携支援室	岡谷市学びの創生・連携支援室設置要綱(令和4年岡谷市教育委員会告示第3号)	教育総務課	岡谷市学びの創生・連携支援室	岡谷市学びの創生・連携支援室設置要綱(令和4年岡谷市教育委員会告示第3号)	教育総務課
岡谷市学童クラブ	岡谷市学童クラブ条例(平成17年岡谷市条例第44号)	教育総務課	岡谷市学童クラブ	岡谷市学童クラブ条例(平成17年岡谷市条例第44号)	教育総務課
岡谷市塩嶺野外活動センター	岡谷市塩嶺野外活動センター条例(平成14年岡谷市条例第15号)	生涯学習課	岡谷市塩嶺野外活動センター	岡谷市塩嶺野外活動センター条例(平成14年岡谷市条例第15号)	生涯学習課
旧林家住宅	旧林家住宅条例(平成6年岡谷市条例第3号)	生涯学習課	旧林家住宅	旧林家住宅条例(平成6年岡谷市条例第3号)	生涯学習課
旧渡辺家住宅	旧渡辺家住宅条例(平成3年岡谷市条例第14号)	生涯学習課	旧渡辺家住宅	旧渡辺家住宅条例(平成3年岡谷市条例第14号)	生涯学習課
市立岡谷図書館	市立岡谷図書館条例(昭和26年岡谷市条例第22号)	生涯学習課	市立岡谷図書館	市立岡谷図書館条例(昭和26年岡谷市条例第22号)	生涯学習課
市立岡谷美術考古館	市立岡谷美術考古館条例(昭和45年岡谷市条例第21号)	生涯学習課	市立岡谷美術考古館	市立岡谷美術考古館条例(昭和45年岡谷市条例第21号)	生涯学習課
岡谷市史編さん準備室	岡谷市史編さん準備室設置要綱(令和5年岡谷市教育委員会告示第3号)	生涯学習課	岡谷市史編さん室	岡谷市史編さん室設置要綱(令和6年岡谷市教育委員会告示第1号)	生涯学習課
生涯学習活動センター	岡谷市イルププラザ条例(平成14年岡谷市条例第32号)	生涯学習課	生涯学習活動センター	岡谷市イルププラザ条例(平成14年岡谷市条例第32号)	生涯学習課
岡谷市湊公民館			岡谷市湊公民館		
岡谷市川岸公民館	岡谷市公民館条例(昭和39年岡谷市条例第24号)	生涯学習課	岡谷市川岸公民館	岡谷市公民館条例(昭和39年岡谷市条例第24号)	生涯学習課
岡谷市長地公民館			岡谷市長地公民館		
市営岡谷球場	岡谷市スポーツ施設条例(平成20年岡谷市条例第23号)	スポーツ振興課	市営岡谷球場	岡谷市スポーツ施設条例(平成20年岡谷市条例第23号)	スポーツ振興課
岡谷市民川岸スポーツ広場	岡谷市スポーツ施設条例(平成20年岡谷市条例第23号)	スポーツ振興課	岡谷市民川岸スポーツ広場	岡谷市スポーツ施設条例(平成20年岡谷市条例第23号)	スポーツ振興課
岡谷市民湖畔広場	岡谷市スポーツ施設条例(平成20年岡谷市条例第23号)	スポーツ振興課	岡谷市民湖畔広場	岡谷市スポーツ施設条例(平成20年岡谷市条例第23号)	スポーツ振興課
岡谷市民総合体育館	岡谷市スポーツ施設条例(平成20年岡谷市条例第23号)	スポーツ振興課	岡谷市民総合体育館	岡谷市スポーツ施設条例(平成20年岡谷市条例第23号)	スポーツ振興課
岡谷市営庭球場	岡谷市スポーツ施設条例(平成20年岡谷市条例第23号)	スポーツ振興課	岡谷市営庭球場	岡谷市スポーツ施設条例(平成20年岡谷市条例第23号)	スポーツ振興課
岡谷市民水泳プール	岡谷市スポーツ施設条例(平成20年岡谷市条例第23号)	スポーツ振興課	岡谷市民水泳プール	岡谷市スポーツ施設条例(平成20年岡谷市条例第23号)	スポーツ振興課
岡谷市やまびこ国際スケートセンター	岡谷市スポーツ施設条例(平成20年岡谷市条例第23号)	スポーツ振興課	岡谷市やまびこ国際スケートセンター	岡谷市スポーツ施設条例(平成20年岡谷市条例第23号)	スポーツ振興課

別表第2（第5条関係）

現行			改正後（案）		
課名	担当名	分掌事務	課名	担当名	分掌事務
教育総務課	教育企画	(1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 教育委員会の規則の制定及び改廃に関すること。 (3) 事務局及び学校その他の教育等機関の職員の人事に関すること。 (4) 教育委員会の施策の企画及び調整に関すること。 (5) 法第26条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。 (6) 教育財産の管理に関すること。 (7) 学校その他の教育等機関の設置、管理及び廃止に関すること。 (8) 教育委員会所属の職員の厚生及び福利に関すること。 (9) 教育に係わる調査及び基幹統計に関すること。 (10) 公印の管理に関すること。 (11) 文書の収受及び保管に関すること。 (12) 教員住宅に関すること。 (13) 校長及び教職員の服務並びに研修に関すること。 (14) 育英事業に関すること。 (15) PTA等に関すること。 (16) 事務局、部及び課の庶務に関すること。	教育総務課	教育企画	(1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 教育委員会の規則の制定及び改廃に関すること。 (3) 事務局及び学校その他の教育等機関の職員の人事に関すること。 (4) 教育委員会の施策の企画及び調整に関すること。 (5) 法第26条に規定する教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等に関すること。 (6) 教育財産の管理に関すること。 (7) 学校その他の教育等機関の設置、管理及び廃止に関すること。 (8) 教育委員会所属の職員の厚生及び福利に関すること。 (9) 教育に係わる調査及び基幹統計に関すること。 (10) 公印の管理に関すること。 (11) 文書の収受及び保管に関すること。 (12) 教員住宅に関すること。 (13) 校長及び教職員の服務並びに研修に関すること。 (14) 育英事業に関すること。 (15) PTA等に関すること。 (16) 事務局、部及び課の庶務に関すること。
	学校教育	(1) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。 (2) 学力向上に関すること。 (3) 教科書その他教材の取扱いに関すること。 (4) 通学区域の設定及び変更に関すること。 (5) 学齢児童、生徒の就学並びに入学及び転学に関すること。 (6) 児童生徒の保健、衛生、安全に関すること。 (7) 学校給食に関すること。 (8) 学校施設の整備及び営繕に関すること。 (9) 学童クラブの管理運営に関すること。 (10) 放課後居場所づくり事業の運営に関すること。 (11) その他学校教育に関すること。	学校教育	学校教育	(1) 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関すること。 (2) 学力向上に関すること。 (3) 教科書その他教材の取扱いに関すること。 (4) 通学区域の設定及び変更に関すること。 (5) 学齢児童、生徒の就学並びに入学及び転学に関すること。 (6) 児童生徒の保健、衛生、安全に関すること。 (7) 学校給食に関すること。 (8) 学校施設の整備及び営繕に関すること。 (9) 学童クラブの管理運営に関すること。 (10) 放課後居場所づくり事業の運営に関すること。 (11) その他学校教育に関すること。
	子ども総合相談センター	(1) 教育支援主事及び子ども教育支援相談員の統括に関すること。 (2) 就学支援に関する総合調整に関すること。 (3) 学校、家庭及び関係機関との連携に関すること。 (4) 学校諸問題に関する総合的な教育支援及び相談支援に関すること。 (5) 岡谷市いじめ問題対策連絡協議会に関すること。 (6) 岡谷市いじめ問題対策調査委員会に関すること。 (7) 岡谷市子ども教育支援チームに関すること。 (8) その他教育委員会が特に必要と認めること。	子ども総合相談センター	子ども総合相談センター	(1) 教育相談及び教育支援に関すること。 (2) 就学相談及び就学支援委員会に関すること。 (3) 発達及び特別支援教育に関すること。 (4) いじめ及び長期欠席に関すること。 (5) 学校、家庭及び関係機関との連携に関すること。 (6) 岡谷市いじめ問題対策連絡協議会に関すること。 (7) 岡谷市いじめ問題対策調査委員会に関すること。 (8) その他教育委員会が特に必要と認めること。

改正後 (案)			
課名	担当名	分掌事務	分掌事務
川岸学園設立準備室	川岸学園整備	川岸学園整備室	川岸学園整備
生涯学習課	生涯学習推進	生涯学習課	生涯学習推進
スポーツ振興課	スポーツ振興	スポーツ振興課	スポーツ振興
国民スポーツ大会準備	国民スポーツ大会準備		国民スポーツ大会準備

現行			
課名	担当名	分掌事務	分掌事務
川岸学園設立準備室	川岸学園設立準備	川岸学園設立準備室	川岸学園整備
生涯学習課	生涯学習推進	生涯学習課	生涯学習推進
スポーツ振興課	スポーツ振興	スポーツ振興課	スポーツ振興
国民スポーツ大会準備	国民スポーツ大会準備		国民スポーツ大会準備

- (1) 小中一貫教育を行う義務教育学校の整備に関すること。
- (2) 川岸小学校の長寿命化大規模改修に関すること。
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備に関すること。
- (4) 室の庶務に関すること。

- (1) 生涯学習の総合計画及び推進に関すること。
- (2) 社会教育の振興に関すること。
- (3) 社会教育委員に関すること。
- (4) 社会教育施設の整備及び監督管理に関すること。
- (5) 人権教育に関すること。
- (6) 生涯学習に係る学級、講座、講演会等の企画実施に関すること。
- (7) 社会教育団体及び学習グループの育成に関すること。
- (8) 学習ボランティアの育成に関すること。
- (9) 公民館等の連絡調整に関すること。
- (10) 生涯学習館の管理に関すること。
- (11) 所管する公印の管理に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。

- (1) 青少年育成関係団体事務の総合調整に関すること。
- (2) 青少年育成関係団体及び地区組織等の育成に関すること。
- (3) 青少年及び指導者の研修に関すること。
- (4) 少年愛護センターに関すること。
- (5) 青少年教育並びに青少年の総合対策、企画及び調査に関すること。
- (6) 青少年問題協議会に関すること。
- (7) 二十歳を祝う会に関すること。
- (8) 塩嶺野外活動センターの管理運営に関すること。

- (1) スポーツの振興及び指導に関すること。
- (2) 各種スポーツ大会の計画及び運営に関すること。
- (3) スポーツ関係団体に関すること。
- (4) 市営岡谷球場、岡谷市民川岸スポーツ広場、岡谷市民湖畔広場、スポーツプラザ（岡谷市民総合体育館、岡谷市家庭球場、岡谷市民水泳プール）、岡谷市やまびこ国際スケートセンター及び市営陸上競技場に関すること。
- (5) 学校体育施設の開放に関すること。
- (6) 岡谷市やまびこアリーナの財産管理に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

- (1) 国民スポーツ大会等準備に関すること。